

横浜町一般廃棄物最終処分場

維持管理計画

横浜町

## 維持管理計画

### (1) 放流水質

pH	6.5~8.5	BOD	20mg/ℓ以下
COD	40mg/ℓ以下	SS	10mg/ℓ以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下	その他	総理府令排水基準値以下

### (2) 水質測定項目および頻度

区分	調査カ所	調査頻度	調査項目
日降水量	浸出水処理施設	毎日	流入水量, 処理水量, 水温, pH等
日浸出水量	浸出水調整設備 浸出水取水設備	毎日	日浸出水量, 埋立地内水位, 浸出水調整設備容量等
浸出水処理施設	浸出水処理施設	毎日	流入水量, 処理水量, 水温, pH等
水質	浸出水処理施設 流入部 浸出水取水設備 (原水)	1カ月ごと	pH, BOD, COD, SS, T-N, 大腸菌群数等
		1カ年ごと	共同命令に基づく排水基準等全項目 ダイオキシン類
	浸出水処理施設 流出部 (処理水)	1カ月ごと	pH, BOD, COD, SS, T-N, 大腸菌群数等
		1カ年ごと	共同命令に基づく排水基準等全項目 ダイオキシン類
	地下水 (新設の上下流 2ヶ所, 既設の 下流1ヶ所)	常時	pH, EC: 地下水集水ピット
		1カ月ごと	EC, Cl <sup>-</sup>
		1カ年ごと	共同命令の地下水等検査項目 ダイオキシン類
	放流沢(河川水)	1カ年ごと	環境基準項目

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（1 / 3）

維持管理技術基準	管理計画
1 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地外周にネットフェンス（H=1.8 m）を設置する。即日覆土の励行。
2 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	規定物以外の搬入防止、即日覆土の励行。
3 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	規定物以外の搬入防止、即日覆土の励行、浸出水調整設備の利用および処理施設内等に消火器を設置する。
4 ねずみが生息し、及び蚊・ハエその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	規定物以外の搬入防止、即日覆土の励行により対処する。必要に応じて殺そ剤を散布する。
5 前項第1号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第17号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、同項第1号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	ネットフェンスおよび門扉により侵入を防止する。
6 前項第2号の規定により設けられた立札その他の設備は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書替えその他必要な措置を講ずること。	施設の管理員により管理を行う。
7 前項第4号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し擁壁等が損壊する恐れがあると認められる場合には速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	管理員の点検により必要と認められた場合は、速やかに対処する。
8 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予測される負荷により、前項第5号イ又はロ（(1)から(3)までを除く。）の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	法面部に埋立る場合は、事前に鋭利なもの等を含まない土砂で遮水工表面に保護土を施す。 底面部は工事竣工時に50cmの保護土を施しておく。
9 前項第5号イ又はロの規定により設けられたしゃ水工を定期的に点検し、そのしゃ水効果が低下する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	管理員による定期的な点検、水質検査により監視する。
10 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水質の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質	埋立地上下流に設けるモニタリング井により地下水水質を検査する。 また、地下水集水ピットにおいては、pH、電気伝導度の常時観測を行う。 検査記録については、埋立地廃止まで保管する。

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（2 / 3）

維持管理技術基準	管理計画
<p>検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前に別表の上覧に掲げる項目（以下「地下水検査項目」という。）、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りではない。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回（イただし書に規定する最終処分場にあつては、6月に1回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りではない。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導度又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りではない。</p> <p>二 ハの規定により測定した電気伝導度又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>11 前号イ、ロ又は二の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>管理員により、早急に検査、報告等を行う。</p>
<p>12 前項第5号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>外周側溝により場外へ排水する。 定期的な清掃により、速やかな排水を行う。</p>
<p>13 前項第5項ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれのあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>埋立地内に調整槽を設ける。コンクリートのひび割れ等を管理員により、定期的に検査する。</p>
<p>14 前項第5号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 定期的に放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 排水基準に係る項目（(2)に規定する項目を除く。）について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>管理員が設備状況を定期的に確認するとともに、毎月水質検査（原水、処理水）を行う。また、設備等異常時の通報設備を設ける。</p>

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（3 / 3）

維持管理技術基準	管理計画
<p>(2) 水素イオン濃度，前項第5項への表の上覧に掲げる項目及び窒素含有率（排水基準令別表第2の備考6に規定する場合に限る。）について1月に1回（埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については，1年に1回）以上測定し，かつ，記録すること。</p>	
<p>15 前項第6号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに，当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため，開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>施設の管理員により定期的に点検し，管理を行う。</p>
<p>16 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>ガス抜管および立上管を設けてガスを排除し，立上管は埋立に伴い継ぎ足す。</p>
<p>17 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については，埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第2項第1号二において同じ。）は，厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし，前項第5号二ただし書に規定する埋立地については，同号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力，遮光の効力，強度及び耐久性を有する覆いにより閉鎖すること。</p>	<p>最終覆土として粘性土等により50cm以上の覆土を行う。また，表面に排水勾配を設け浸透を抑制し，側溝を設けて排水を行う。</p>
<p>18 前号の規定により閉鎖した埋立地については，同号に規定する覆いの損壊を防止するための必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的に点検，補修を行う。</p>
<p>19 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検，検査その他の措置の記録を作成し，当該最終処分場の廃止までの間，保存すること。</p>	<p>維持管理日報を作成し，施設内に常備する。</p>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく維持管理の基準

維持管理基準	管理計画
<p>1 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる 2 以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる 2 以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる廃棄物の種類並びに廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水）の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準命令」という。）第1条第2項第10号ハ（同令第2条第2項第3号において例による場合を含む。）の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>埋立地上下流に設けるモニタリング井から採水し地下水水質を検査する。</p>
<p>2 前号の規定によるダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>管理員または調査委員会により原因調査、対策をとる。</p>
<p>3 基準命令第1条第1項第5号へ（同令第2条第1項第4号において例による場合を含む。）の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（廃棄物処理法第8条第2項第7号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画又は同法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつては、当該数値）に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上行い、かつ、記録すること。</p>	<p>管理員および委託処理により定期的な点検管理をするとともに、定期的な水質検査を行う。</p>